

板橋区身体障がい者用自動車改造費助成事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業として、身体障がい者が、就労等のために自動車を取得する場合において、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この事業は、身体障がい者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造するに必要な経費を助成することを対象とする。

(助成対象者の資格)

第3条 自動車改造費の助成は、次の各号の要件を備えている者を対象とする。

- (1) 18歳以上で、板橋区内に住所を有すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付をうけている上肢、下肢又は体幹機能障がい者であってその障がいの程度が1級又は2級であること。
- (3) 本人及び扶養義務者等の前年の所得金額が、特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内であること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要した経費とする。ただし、自動車一台につき133,900円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成対象者で助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車改造費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 申請者は前項の申請書を提出する時は、第1号の書類を添付し、第2号、第3号の書類を提示しなければならない。

- (1) 改造を行う業者の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの。）
- (2) 運転免許証
- (3) 身体障害者手帳

(助成金の交付決定及び却下)

第6条 区長は、前条の規定に基づき申請があったときは、当該申請書等の審査をし、助成金を交付すべきものと決定したときは、自動車改造費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 区長は助成金を交付しないことに決定したときは、自動車改造費助成金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条第1項により、自動車改造費助成金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者という。」）は、請求書（様式第4号）により区長に請求するものとする。

2 交付決定者は、前項の請求に当たっては、自動車検査証の変更に伴う自動車の改造にあつては当該自動車検査証を、自動車検査証の変更を伴わない自動車の改造にあつては改造箇所の写真を提示しなければならない。

（助成金の支出）

第8条 区長は、前条第1項による請求書を受理したときは、前条第2項に規定する自動車検査証又は改造箇所の写真により改造を確認し、速やかに交付決定者に支払うものとする。

（自動車改造助成整理簿の作成）

第9条 区長は、自動車改造費助成金の交付状況を明らかにするため、自動車改造助成整理簿（様式第5号）を作成するものとする。

付 則

この要綱は、昭和51年12月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和58年2月14日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成2年8月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成6年3月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

(様式第1号)

自動車改造費助成金交付申請書

年 月 日

板橋区長 宛

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

板橋区身体障がい者用自動車改造費助成事業要綱に基づき、自動車改造費助成金の助成を受けたいので、下記により申請します。

記

身体障害者 手帳の内容	番 号	第 号
	等 級	種 級
	障 がい 名	
運 転 免 許 証 容 の 内 容	番 号	
	免 許 の 種 類	
	条 件	
自 動 車 要 の 概	購 入 年 月 日	年 月 日
	車 種	
	排 気 量	CC
改 造 の 要 概	改 造 費 用	円
	操 向 装 置	
	駆 動 装 置	
	そ の 他	

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

自動車改造費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった自動車改造費助成については、
下記により助成金を交付することに決定しました。

なお、この助成金交付決定の金額又は条件に異議があるときは、この通知を
受け取った日から10日以内に交付申請の取り下げをすることができます。

記

1 助成金額 円

2 助成条件

- (1) 申請書記載のとおり使用すること。
- (2) 助成金は、当該自動車の改造後請求すること。

教示事項

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

自動車改造費助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった自動車改造費助成金については、下記の理由により交付することができないので通知いたします。

記

理 由

教示事項

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第4号)

請 求 書

請 求 金 額	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付 第 号で交付決定
通知のあった自動車改造費助成金として上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

板橋区長

様

